

第7章

誘導施策

1. 誘導施策の設定方針
2. 誘導施策の設定



第7章 誘導施策



1. 誘導施策の設定方針

(1) 誘導施策の考え方

本計画で定めた将来都市像をはじめ、まちづくりの方針、将来都市構造の実現に向けて、都市機能誘導区域や居住誘導区域への都市機能の集積、居住の誘導等を推進するための誘導施策を設定します。

誘導施策の設定にあたっては、既存のまちづくり事業や施策との整合を図るとともに、事業や施策の効果を高め、円滑に進捗するように、効果的な施策を抽出、設定します。

(2) 誘導施策の設定方針

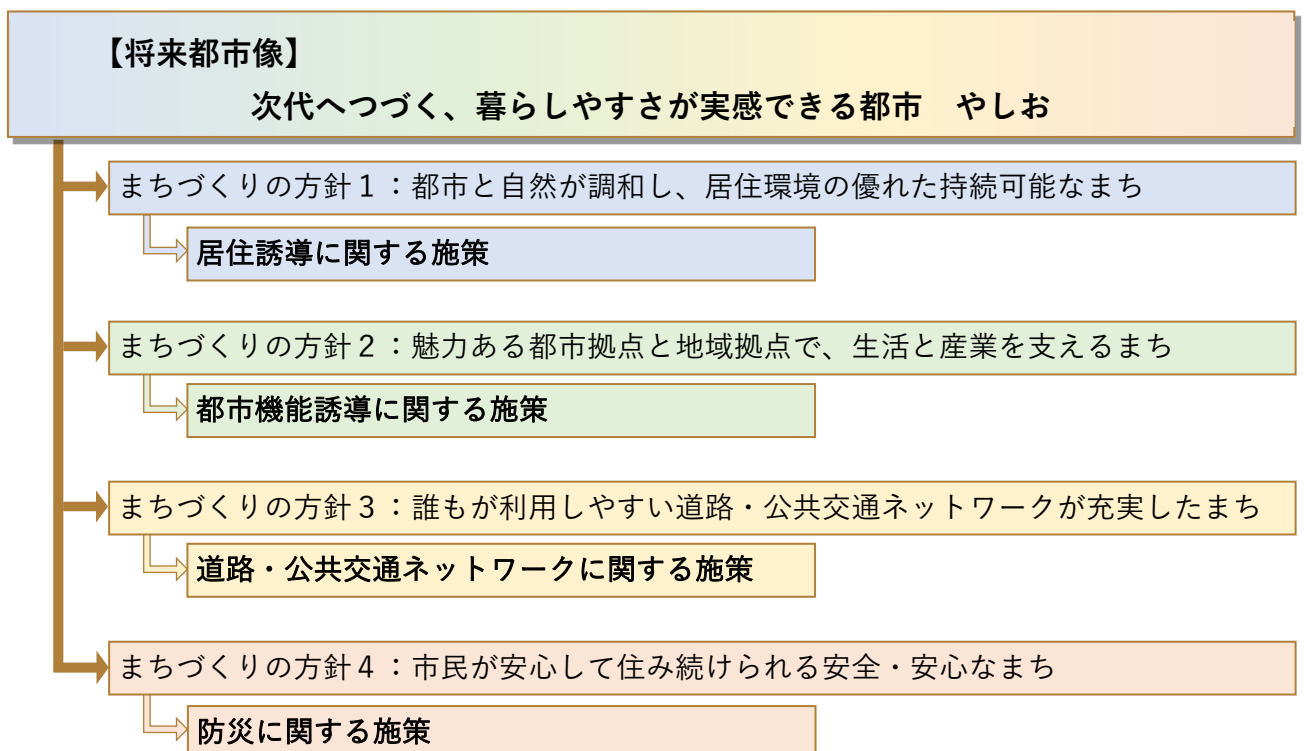
立地適正化計画の運用にあたっては、都市機能誘導区域及び居住誘導区域を設定し、特定の開発行為や建築行為に対して届出制度を適用することで、都市機能誘導区域における誘導施設の誘導・集積、居住誘導区域への人口誘導や人口定着を促進していきます。

また、市街地開発事業をはじめ、各種の事業施策を導入することで、都市機能誘導区域や居住誘導区域に都市機能の導入や居住しやすい基盤を整備し、市街地としての環境水準の高度化、道路交通ネットワークの拡大・充実を図ります。

さらに、防災施策の導入による災害に強い都市づくりを行うことで、災害が発生した場合でも市民の生命と財産を守り、速やかな復旧・復興を図ります。

誘導施策の設定にあたっては、第4章の「2. 立地適正化計画におけるまちづくりの方針」を受けて、居住誘導、都市機能誘導、道路・公共交通ネットワーク、防災の4種類の分野に分類し、誘導施策を設定していきます。

図 まちづくりの方針と誘導施策





2. 誘導施策の設定

(1) 居住誘導に関する施策

1) 保育環境の充実

本市は人口増加や核家族化の影響もあって、子育て世代に対する地域の支援の必要性が高まっており、安心して子どもを産み、育てられる地域環境が求められています。

これらの子育て世代が安心して居住誘導区域に転入し、住み続けられるように、子育て支援施策の一環として、保育所や学童保育所の整備、待機児童対策など、保育環境の充実に図ります。

2) スポーツ・レクリエーションの環境の充実

健康で充実したライフサイクルを続けるためには、日常の健康への留意と体力の向上が必要です。

スポーツを通じた豊かな心と健康な体づくりを目的として、スポーツ・レクリエーションを気軽に楽しめるように、スポーツ・レクリエーションの環境の充実に図ります。

3) 土地区画整理事業の推進

良好な居住環境を形成・確保するためには、都市基盤となる道路、公園、下水道等の都市施設の整備が欠かせません。現在、市内では土地区画整理事業等による市街地整備が進行中で、6地区が施行済、5地区が施行中となっており、居住環境、利便性、防災機能の向上が進んでいます。

今後も快適で、住みやすく、安全な市街地づくりとして、土地区画整理事業の推進を図ります。

4) 公園等の整備

公園・広場・緑地は、市民の憩いの場としての機能をはじめ、スポーツ・レクリエーション、自然とのふれあい、地域の活動の場となり、災害発生時には避難や救援活動の場としても利用される多機能なオープンスペースです。

この公園等の機能を有効に活用できるように、公園の整備や老朽化した公園の再整備・機能更新を推進します。

5) 緑道・遊歩道の整備

緑道・遊歩道は、日常時は散策やジョギングのルートとなり、災害時には避難路となる歩行者や自転車のネットワークを構成する線的施設です。

緑地や河川・用水路など自然環境・自然資源にふれあいながら通行できる空間として整備することで、水と緑のネットワーク形成を推進します。



6) 下水道の維持管理の充実

公共下水道は、浸水防除、公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全を目的とする都市基盤施設で、汚水処理に関しては、県の中川流域下水道と市の流域関連公共下水道によって処理を行っており、下水道施設整備の推進と維持管理を行っています。

今後も公共下水道未整備区域の施設整備の推進、家庭からの公共下水道への接続・普及、適切な維持管理を進めます。

7) 総合的な住宅対策の推進及び住宅困窮者支援に向けた市営住宅の充実

安全で文化的な生活を送るためには、各世帯のニーズや必要な機能に応じた居住環境の整備が必要であり、住宅困窮者に対する支援も必要です。

安全で快適な居住環境の向上や住宅供給のため、バリアフリー化等の総合的な住宅施策の展開、空き家の適正な管理と活用、住宅困窮者への民間住宅・既存市営住宅の活用と住環境の維持を図ります。

(2) 都市機能誘導に関する施策

1) 中心商業拠点の形成

八潮駅周辺は、都市機能誘導区域（八潮中心区域）の中でも、中枢となる拠点です。

そのため、八潮駅周辺に関しては、市全体の商業需要を担う中心商業拠点として、商業・業務・娯楽・遊戯等各種の商業機能や公益機能の集積・高度化を促進し、人々が集まる魅力ある商業拠点の形成を図ります。

2) 拠点の形成と充実

拠点は、都市の骨格を形成し、市民や来街者が集まり、活動し、交流する多機能な都市機能集積地です。

都市全体からみて、商業機能や公益機能等の多様な都市機能が集積する「都市拠点」と各地域において商業等の生活利便機能を提供し、地域コミュニティの中心にもなる「地域拠点」に分かれますが、各々の拠点の特性に応じて、都市基盤施設の整備や誘導施設の誘導を図ります。

(3) 道路・公共交通ネットワークに関する施策

1) 幹線道路の整備

国道、県道、幹線道路である都市計画道路については、都市構造の骨格を形成するとともに、バス路線等の公共交通ネットワークの主要配置路線となります。

これらの幹線道路に関しては、渋滞緩和、円滑な交通処理、適切な沿道利用の促進、避難路や緊急輸送道路の確保のため、計画的な整備を推進します。

2) 生活道路の整備

宅地に密接する道路である生活道路は、居住環境の維持・向上、避難や延焼防止等の防災機能の確保のため、道路整備や道路改良を推進します。



3) 地下鉄8号線の導入の促進

地下鉄8号線は、本市を南北に通るルートで計画されており、東京や周辺都市への連絡機能の強化、交通選択肢の拡大、都市のポテンシャルの向上のため、早期開通に向けて、関係機関への要請活動等を推進します。

4) 公共交通ネットワークの充実

バス路線は、市内外や市内各地域を結ぶ重要な市民の足といえる交通機関です。

公共交通網に関しては、誰もが利用しやすい便利な公共交通網の維持・充実を図るとともに、オンデマンド交通、MaaS、BRT など、新たな交通システムの導入を検討します。

(4) 防災に関する施策

1) 地域防災計画の推進

災害発生時は、経過時間とともに、緊急事態対応、応急対策、復旧・復興対策にフェーズが進み、各々のフェーズで対応活動の内容や主体が異なりますが、これらのフェーズを早期かつ円滑に進めるためには、災害発生前の事前対策（事前防災）が重要です。

都市防災機能の確保のため、国、県、防災関係機関等との連携を強化するとともに、災害時応援協定の締結を促進します。

2) 消防体制の強化

本市では、これまで地震、風水害、火災等の各種災害に対応するため、消防力の充実・強化を図ってきました。

近年の災害の激甚化、頻発化の情勢を考慮し、消防体制の強化、消防施設等の整備により、消防力の強化を促進します。

3) 治水対策の推進

本市は、中川、綾瀬川、圀川、大場川等の河川に囲まれ、地形上、市全域が平坦地で構成されるため、治水対策が重要課題です。

治水事業として、雨水幹線の整備や内水排除機能の向上を図るとともに、雨水貯留施設等の整備を促進します。

特に雨水貯留施設に関しては、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例、特定都市河川浸水被害対策法(2024年3月、中川、綾瀬川を特定都市河川に指定)等に基づいて、雨水貯留施設等の確保を促進します。

4) 河川改修事業の促進

本市は、中川をはじめとする河川が流れ、これらの河川は親水性を有するため、にぎわいや交流の場にもなりますが、豪雨時には水害が発生する可能性があり、特に近年の地球温暖化、異常気象等により、集中豪雨や線状降水帯の発生など、水害の危険性は高まる傾向にあります。

水害対策として、中川、綾瀬川、圀川、大場川等の河川については、国や県に対し、河川改修事業の促進を図ります。



5) 安全で安心な居住環境の確保の推進

住まいにとって安全・安心な暮らしができることは基礎的要素であり、地震が多発する我が国の状況は、それを脅かす懸念要因となっています。

地震に耐え、倒壊する可能性を低減させるため、住宅等の耐震化を促進します。